

2021年12月14日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入ることになりましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 株式会社関西スーパーマーケット 株式
(コード：9919、市場区分：市場第一部)
2. 猶 予 期 間 2021年12月15日（水）から2025年3月31日（月）まで
条 文 有価証券上場規程第601条第1項第9号a
(上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合に該当するため)
3. 理 由 株式会社関西スーパーマーケット（以下「同社」という。）は、2021年12月15日付でイズミヤ株式会社（非上場）及び株式会社阪急オアシス（非上場）を同社の完全子会社とする株式交換を行う予定です。
当該株式交換が実施された場合、同社は、実質的な存続会社でないと認められることから、同社株式は、当該株式交換実施日から猶予期間に入ります。

(注) 猶予期間中に、同社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、同社株式の上場が継続されることとなります。

以 上

2021年11月26日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間（見込み）の変更について

当取引所は、2021年8月31日に公表しました株式会社関西スーパーマーケット（コード：9919、市場区分：市場第一部）（以下「同社」という。）に関する「実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について」に記載されている「見込まれる猶予期間」について、本日、同社が株式交換の効力発生日の変更を公表したため、下記のとおり変更します。

記

【変更前】

2. 見込まれる 2021年12月1日（水）から2025年3月31日（月）まで
猶予期間

【変更後】

2. 見込まれる 2021年12月15日（水）から2025年3月31日（月）まで
猶予期間

以 上

2021年8月31日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について

下記のとおり、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りの見込みについてお知らせします。

記

1. 銘 柄 株式会社関西スーパーマーケット 株式
(コード：9919、市場区分：市場第一部)
2. 見込まれる 猶予期間 2021年12月1日（水）から2025年3月31日（月）まで
条 文 有価証券上場規程第601条第1項第9号a
(上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合に該当し、猶予期間に入ることが見込まれるため)
3. 理 由 本日、株式会社関西スーパーマーケット（以下「同社」という。）は、同社の株主総会における承認等を前提に、2021年12月1日付でイズミヤ株式会社（非上場）及び株式会社阪急オアシス（非上場）を同社の完全子会社とする株式交換を行う旨を公表しました。
当該株式交換が実施された場合、同社は、実質的な存続会社でないと認められることから、同社株式は、当該株式交換の効力発生日から猶予期間に入ることとなります。

(注1) 当該株式交換の効力発生日前において、新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく、同社株式の上場が維持されることとなります。また、猶予期間中に、同社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、同社株式の上場が継続されることとなります。

(注2) 「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。

以 上